

草津市都市計画審議会協議会の結果について

1. 開催日時 平成31年4月24日（水）
 午後2時00分～午後2時40分
2. 開催場所 草津市役所4階 行政委員会室
3. 協議案件
 大津湖南都市計画道路（3・3・6号山手幹線）の変更について
 大津湖南都市計画道路（3・4・79号東草津山寺線）の変更について
 大津湖南都市計画道路（3・5・202号山寺辻越線）の変更について
4. 報告案件
 「草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準」の改正（案）に関するパブリックコメントの実施結果について
5. 出席委員数 14名中11名
6. 開会の挨拶〔辻川部長〕
 本年4月に都市計画部長に着任いたしました辻川明宏でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
 本日は、協議案件と報告案件につきましてそれぞれ御意見を願ひするものでございます。
 協議案件につきましては、国及び滋賀県により整備が進められている大津湖南都市計画道路山手幹線に関しまして一部の構造とルートが変更されることにより、他に関連する都市計画道路と合わせて道路法線を変更する必要が生じたことから、協議を願ひするものでございます。
 報告案件が「『草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準』の改正（案）に関するパブリックコメントの実施結果について」でございますので、これらについても結果を報告させていただくということでございます。
 以上、委員の皆様方にはよろしく御協議いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしく願ひいたします。

7. 協議経過のうち主な発言の内容

(1) 協議案件

- 計画法線を変更するにあたり、用地買収等に影響はないのか。
→ 昭和47年に「山手幹線」の都市計画決定が行われ、平成25年から用地交渉を開始した。法線変更に関する影響は特段無いと考える。
- 慢性的な国道1号の渋滞解消に向け、「山手幹線」の早期の開通を期待しているが、瀬田川以西の計画についても、国県で進めていただきたい。(意見)
- P I方式で法線変更を決定されたが、どのような意見があったのか。
→ 周辺地域の方が「山手幹線」へアクセスできるように側道を設置する意見や、雨水が滞水しない手法についての意見があり、盛土構造から高架形式へ変更した。

(2) 報告案件

案件に関する意見はございませんでした。